

世田谷区住民活動計画とは

世田谷区住民活動計画は、誰もが安心して暮らしていける福祉のまちづくりを目指して、住民や関係機関、団体等が主体的に地域福祉に参画するための指針と、それを支援する社会福祉協議会の取り組みを示す「地域福祉を推進する計画」です。

計画の法的根拠と位置づけ

- 行政が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、一体的に地域福祉を推進できるよう、連携して整備することとされています。
- 世田谷では、世田谷区地域保健医療福祉総合計画が「地域福祉計画」、世田谷区住民活動計画が「地域福祉活動計画」にあたります。

地域福祉計画（世田谷区地域保健医療福祉総合計画）

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる計画です。

地域福祉活動計画（世田谷区住民活動計画）

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

現在の計画：第 3 次世田谷区住民活動計画（改定計画）について

- 当初、第 3 次世田谷区住民活動計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度（令和 2 年度）までの 10 年計画でした。
- しかし、平成 26 年度を初年度とする、現行の「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」により、まちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局を一体整備する、身近な福祉の相談窓口をはじめ、新たな事業がスタートしました。
- これにより、社会福祉協議会の事業運営は大きく変更することとなり、住民や関係機関、世田谷区と一体となって地域福祉を推進できるよう、平成 27 年度を初年度とする、第 3 次世田谷区住民活動計画（改定計画）を新たに策定しました。

【計画期間：令和 6 年度まで】